



支え合い活動支援事業

地域コミュニティの活性化をめざし、サロン活動グループが行う小地域福祉活動（子育て支援、健康増進、生きがいづくり等）を支援する事業です。

復興公営住宅、新市街地、その他市内各地域におけるコミュニティ形成と推進のため、小地域福祉活動を地域に定着させ、住民主導による地域づくりやコミュニケーションづくりの後押しを行います。

【支援内容】 条件を満たしたサロン活動グループに対し、年間3万円を助成
(助成期間は最長4か年)

【対象活動】 引きこもりや孤立等の予防につながると認められる住民主体の活動

- (1) 広く世代を超えて地域住民が自由に参加できる活動
- (2) 地域の課題やニーズに沿った活動
- (3) 地域の集会場等で地域住民が集まる場所で行う活動
- (4) 被災者及び既存コミュニティの住民による小地域福祉活動



【参加人数】 グループ登録者10人以上（年齢要件はありません）

【会 場】 地域住民が集まりやすい地区集会所や福祉会館など

【活動回数】 原則、月1回は活動

年間延べ利用者数が120人以上かつ年間概ね12回以上活動

【小地域福祉活動とは？】

住民の方々の日常生活圏を活動地域として、
住民が自主的・自発的に行う様々な福祉活動を
指します。たとえば、子育て支援サロン、
健康増進活動、生きがいづくり、お茶っこのみ会、
配食サービス、高齢者等の見守り活動などなど、
様々な活動が各地域で展開されています。



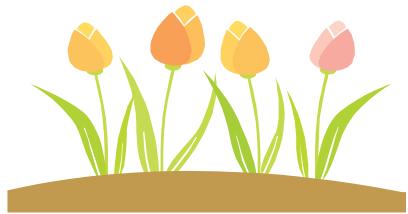
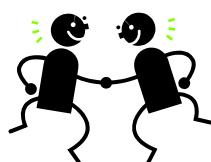
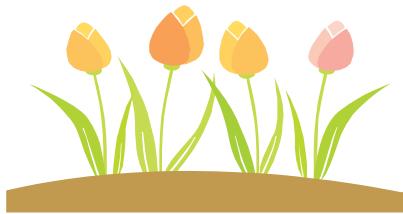
裏面につづく→

【問い合わせ先】

- 石巻市役所本庁 福祉総務課 TEL 95-1111（内線 2458）

※下記の場所で申請代行を行っています。

- 石巻市社会福祉協議会 地域福祉課 TEL 96-5290



【よくあるお問い合わせ】

Q スポーツ活動団体も該当になりますか。

個人的な趣味活動や仲間内のサークル活動は不可となります。

活動場所も地域住民が集える場所（地域の集会所等）を指定して申請となるため、遠方の運動場等を借りて行うスポーツ活動等は対象外です。

ただし、地域住民が集まる場所で行える運動（健康体操、ダンス等）は該当となります。

Q 活動経費に食事代等も含めてもいいのか。

かまいません。年間を通して定期的に活動していただくことが目的であり、継続して活動していただき、参加人数等が基準を満たしていれば、活動経費の内訳は問いません。

ただし、お酒類は対象外とします。

Q 年に数回だけ開催場所がいつもの集会所ではなくなる場合、非該当となりますか。

発表会、大会等で開催場所が異なる場合、いつもの集会所で行っている活動が概ね月1回以上実施されており、年間12回以上の要件が満たされていれば該当となります。

いつものサロン活動（住民主体であることが前提）が根幹にあり、その延長線上で発表会や大会等で別の場所に集まる場合は小地域福祉活動とみなします。